



# 東海村都市計画マスタープラン

## 概要版



### ◇◇ 都市計画マスタープランの目的と策定の背景 ◇◇

都市計画マスタープランとは、都市計画法の規定に基づく、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。市町村の創意工夫のもとに住民の意見を反映し、市町村自らが定める都市計画の方針となるものです。

本村では、時代思潮の変化や住民ニーズなどを的確にとらえ、ゆとりと豊かさを真に実感できるまちの実現に向け、平成15年に「東海村都市計画マスタープラン」を策定しました。

計画策定から15年以上が経過し、この間の社会動向や改定された上位計画、改正された法令等との整合性を図るとともに、まちづくりの課題や住民ニーズ等を整理し、東海村都市計画マスタープランを改定（以下、改定したものを「本計画」という。）します。

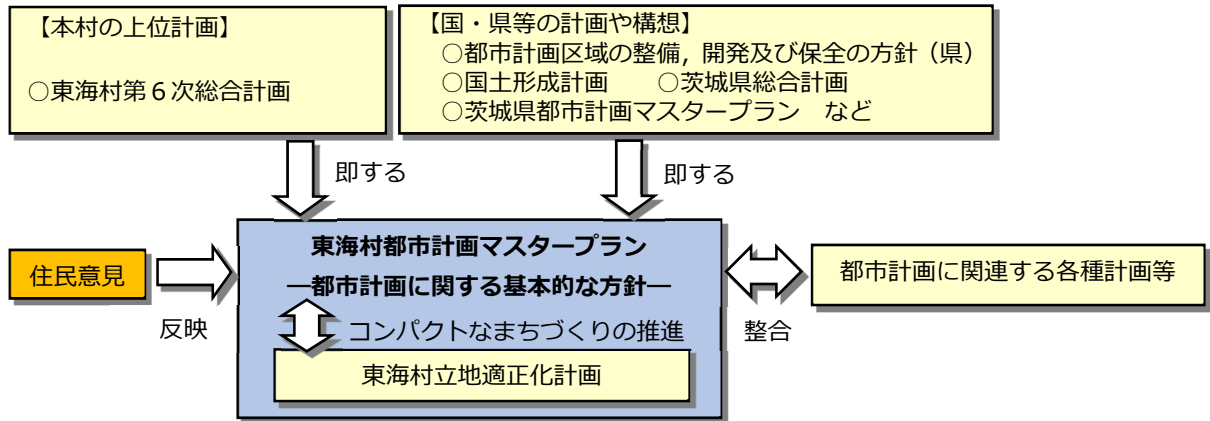
なお、本計画は今後の社会動向や法改正、住民ニーズの変化など、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。

## ◇◇ 位置づけ ◇◇

本計画は、「東海村第6次総合計画」や国・茨城県の計画・構想に即して定めるものです。

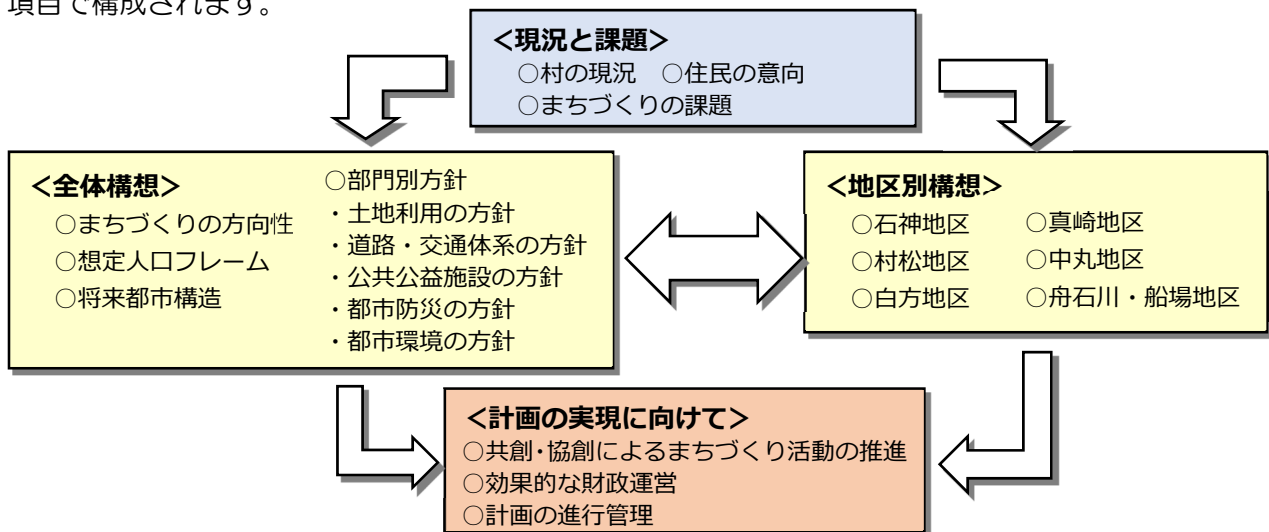
また、都市づくりの基本的な考え方や土地利用、道路・公園などの都市基盤施設などの方針を示し、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となるものであり、共創・協創によるまちづくりの推進に向けて、地域の特性に応じたルールづくりなどに活用するものです。

なお、「東海村立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条第1項）」を本計画の一部と位置づけ本村の特性を踏まえたコンパクトなまちづくりを推進していきます。



## ◇◇ 都市計画マスタープランの内容と構成 ◇◇

本計画は大きく分けると、「現況と課題」「全体構想」「地区別構想」「計画の実現に向けて」の4つの項目で構成されます。



## ◇◇ まちづくりの方向性 ◇◇

東海村都市計画マスタープランでは、「東海村第6次総合計画」の将来ビジョンである、『輝くSONZAI つながるTOKAI』を将来都市像とします。

将来都市像の実現を目指し、これまで培ってきた人的・物的資源や潜在的な可能性を十分に活かしながら、住民・事業者・行政が互いに心と力を合わせたパートナーシップのまちづくりの推進に向け、3つの目標を掲げます。



## ◇◇ 将来都市構造 ◇◇



<凡例>

	広域連携軸		都市拠点
	都市軸		行政サービス拠点
	水と緑の軸		交流拠点
	市街地エリア		産業拠点
	住宅エリア		歴史文化拠点
	産業・研究エリア		
	流通業務エリア		
	文教エリア		
	集落共生エリア		

### ◇拠点の形成◇

#### J R 東海駅の周辺

商業・業務機能が充実し、  
村のにぎわいの中心となる  
「都市拠点」

東海村役場や東海村総合  
福祉センター「絆」、村立  
東海病院、東海文化  
センターなど

世代を問わず多くの人々が  
交流する  
「行政サービス拠点」

コミュニティセンターや  
阿漕ヶ浦公園などの  
公園、(仮称)歴史と未来  
の交流館

地域もしくは村民の  
コミュニティを形成する  
「交流拠点」

産業・情報プラザ、工業  
団地及び原子力関連施設

新規産業の誘致や創出を  
目指す「産業拠点」

大神宮や村松山虚空蔵  
堂、石神城跡、真崎古墳  
群等の歴史資源

本村の歴史や文化を伝える  
「歴史文化拠点」

### ◇軸の配置と形成◇

常磐自動車道と  
水戸外環状道路

広域的なネットワークを形  
成する「広域連携軸」

国道 6 号、国道 245 号及  
び都市計画道路二軒茶屋  
原研線（原研通り）

都市活動と都市間交流の活  
性化を支える「都市軸」

久慈川、新川及び市街地  
外輪部の樹林地

生活にうるおいと安らぎを  
与える空間形成を目指す  
「水と緑の軸」

### ◇ゾーニング◇

J R 東海駅周辺市街地

村の中心となるにぎわいを  
創出する「市街地エリア」

市街化調整区域の住宅団地

多くの村民が居住する  
「住宅エリア」

工業団地、原子力関連施  
設が立地する地域

経済発展と活力を支える  
「産業・研究エリア」

水戸外環状道路と国道  
245 号の交差点周辺

茨城港常陸那珂港区の  
さらなる活用を見込む  
「流通業務エリア」

教育・文化施設などの公共  
公益施設が集積する地域

学習・文化活動を促進する  
「文教エリア」

農地など

周辺の自然環境と調和した  
生活環境を形成する  
「集落共生エリア」

## ◆◆ 部門別方針 ◆◆

### ■土地利用の方針

現在の土地利用状況や法規制の状況、今後の開発動向等を踏まえて、目指すべき土地利用の方針を定めます。

- 自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上を視野に、市街地の形成過程などを踏まえ、定住性の高い住宅地の形成や村内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指します。
- 土地区画整理事業の推進や地域地区の指定、地区計画制度の活用により、地域特性を踏まえたまちづくりを進めます。
- 市街地内においては、各種都市機能や住宅・商業などが立地した、生活利便性の高いコンパクトな市街地形成と、まちなか居住を促進します。
- 市街地外においては、周辺の緑地や農地などの自然環境の維持・保全と、集落の住環境を維持します。



### ■道路・交通体系の方針

既存の道路ネットワークや都市計画道路の整備状況、公共交通機関のニーズの変化等を踏まえ、目指すべき道路・交通体系の方針を定めます。

- 広域的な都市圏を結ぶ常磐自動車道及び水戸外環状道路を「広域幹線道路」と位置づけます。
- 村内を南北方向に通る、本村と県都水戸市をはじめとする周辺都市を結ぶ国道6号、国道245号を「主要幹線道路」として位置づけます。
- 広域幹線道路や主要幹線道路、村内の各地域や拠点を結ぶ、都市計画道路二軒茶屋原研線（原研通り）、都市計画道路船場竹瓦線（もみじ通り）及び都市計画道路須和間豊岡線（いちょう通り）を「幹線道路」として位置づけます。
- 地域間を結ぶとともに市街地・地域内の交通を円滑に処理し、幹線道路を補完する、上記以外の都市計画道路を「補助幹線道路」として位置づけます。
- 地域の生活に密着するその他の道路を「生活道路」として位置づけます。
- 公共交通により、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の軸の形成を図ります。
- 自動車交通量の増加に伴う交通渋滞の解消に向けて、公共交通機関の充実や自転車交通の活用促進を目指します。



## ■公共公益施設の方針

既存施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、住民の利便性や安全面を考慮した、目指すべき公共公益施設の整備と維持管理の方針について定めます。

- 利用圏域を考慮した立地や施設の複合・集約化，ユニバーサルデザインに配慮するなど，村民が利用しやすい施設を目指します。
- 施設の長寿命化を図るため，定期的な点検や修繕を実施するなど，適切な維持管理に努めます。
- 民間による整備，管理運営が有効と考えられる施設については，積極的に民間活力の導入を図ります。
- 災害時の避難所に指定されている施設については，安全性の確保と防災機能の充実・強化に努めます。

## ■都市防災の方針

近年の災害発生の状況や高齢化が進んでいる社会背景等を踏まえ、全ての住民の安全・安心の確保を目指し、平常時の防災対策や災害発生時の対応策の方針について定めます。

- 原子力関連施設が立地する本村では、自然災害に加えて原子力災害への対応を踏まえた防災対策の強化を図ります。
- 東日本大震災や近年増加している自然災害など、過去の災害の経験から、都市災害への対応策や広域災害の協力体制の構築を促進します。
- 建物の耐震性の向上や不燃化の促進，本村の地形的特性を踏まえた治水対策の強化など，予防体制の強化を図ります。
- 災害時における住民への広報・情報連絡体制の確立と，地域に根ざした自主防災組織の育成を通じて，「安全・安心のまちづくり」を目指します。

## ■都市環境の方針

本村の自然環境や歴史文化資源を活かすとともに、うるおいのある住環境の形成を目指し、緑地の保全や景観形成の方針について定めます。

- 「東海村緑の基本計画」や「第2次東海村環境基本計画」，「東海村農業振興計画」等の各種関連計画において定められている理念に基づき，緑や水辺の保全・活用や公園緑地の整備，緑化活動の促進など，自然豊かで快適な都市環境の創出を目指します。
- 住民・事業者・行政の連携や協力による景観づくりを推進し，生活にゆとりと豊かさをもたらす景観形成を図ります。

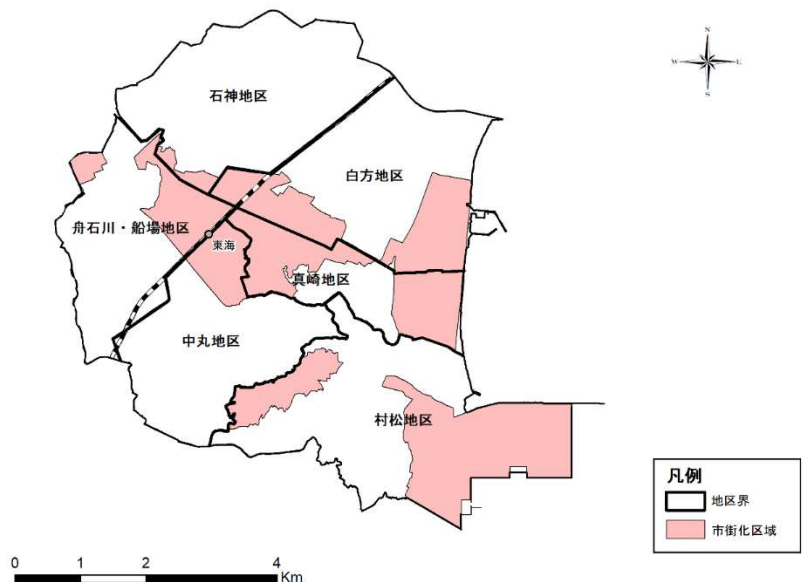
## ◇◇ 地区別構想 ◇◇

地区別構想は、全体構想で示されている、村全域のまちづくりの方向性との整合を図りながら、地区の特性を踏まえてより詳細なまちづくり方針を策定するものです。

地区区分は、小学校区や自治会など、日常生活のコミュニティ単位を考慮して村内を区分します。

本計画では、自治会区を基本として、村全域を6つの地区に区分し、地区別構想を策定します。

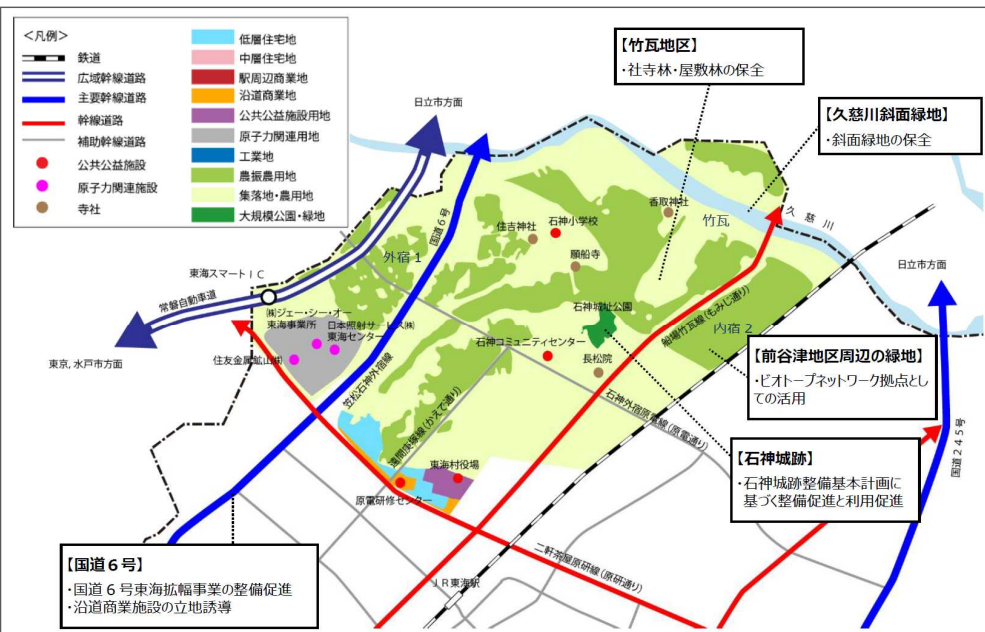
【地区区分図】



### 【石神地区方針図】



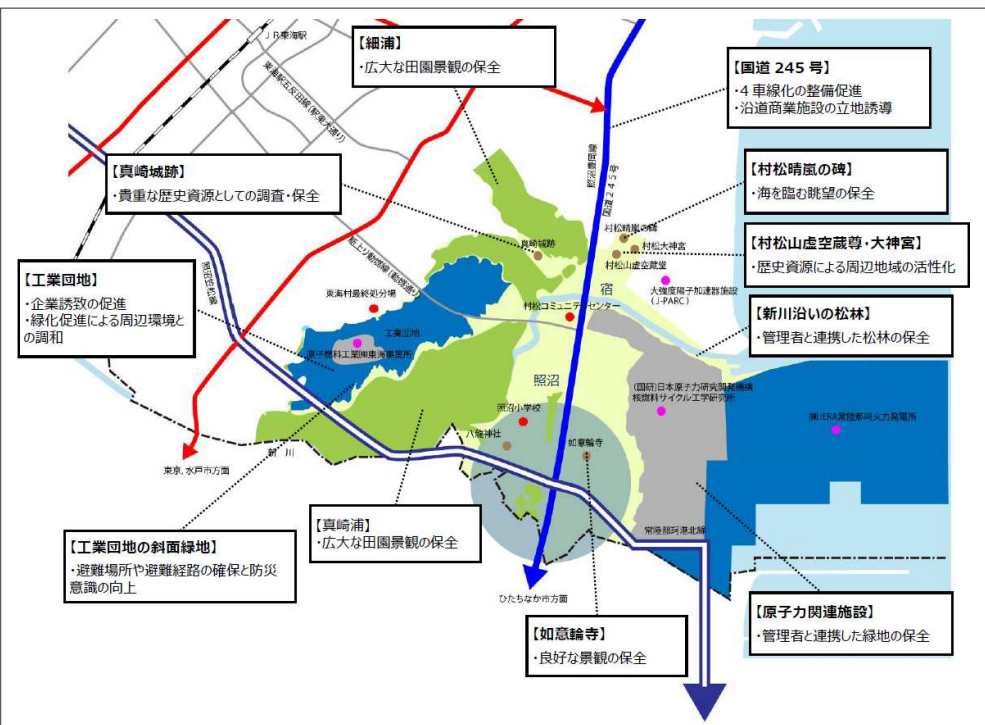
- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・久慈川周辺に指定された浸水想定区域の安全対策
  - ・優良な農地の保全活用
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全



### 【村松地区方針図】



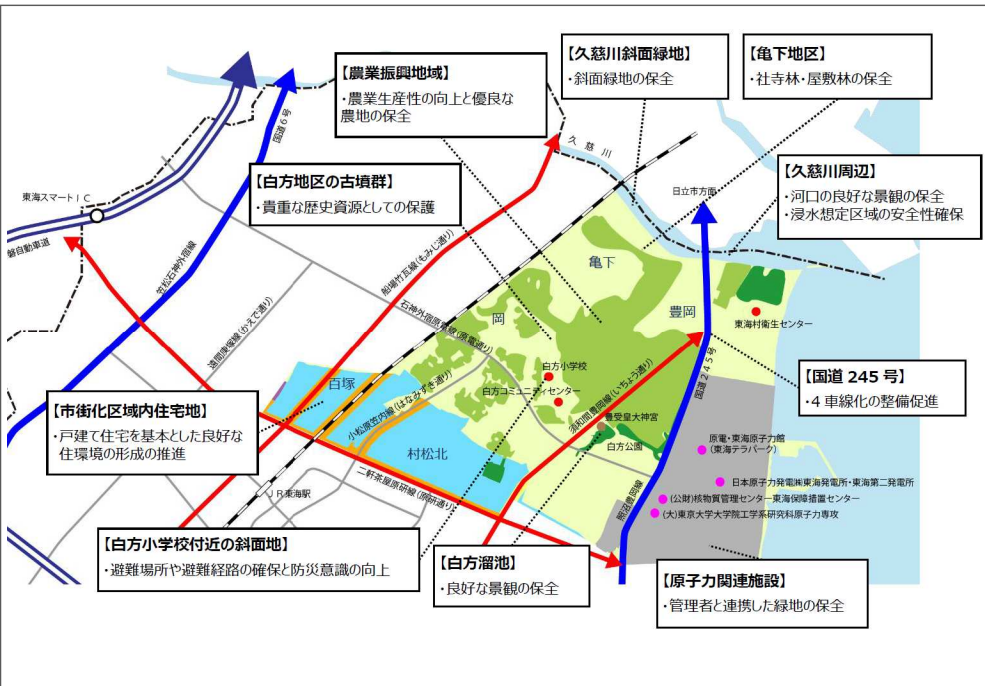
- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・生活道路の危険箇所解消と安全性の確保
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全



### 【白方地区方針図】



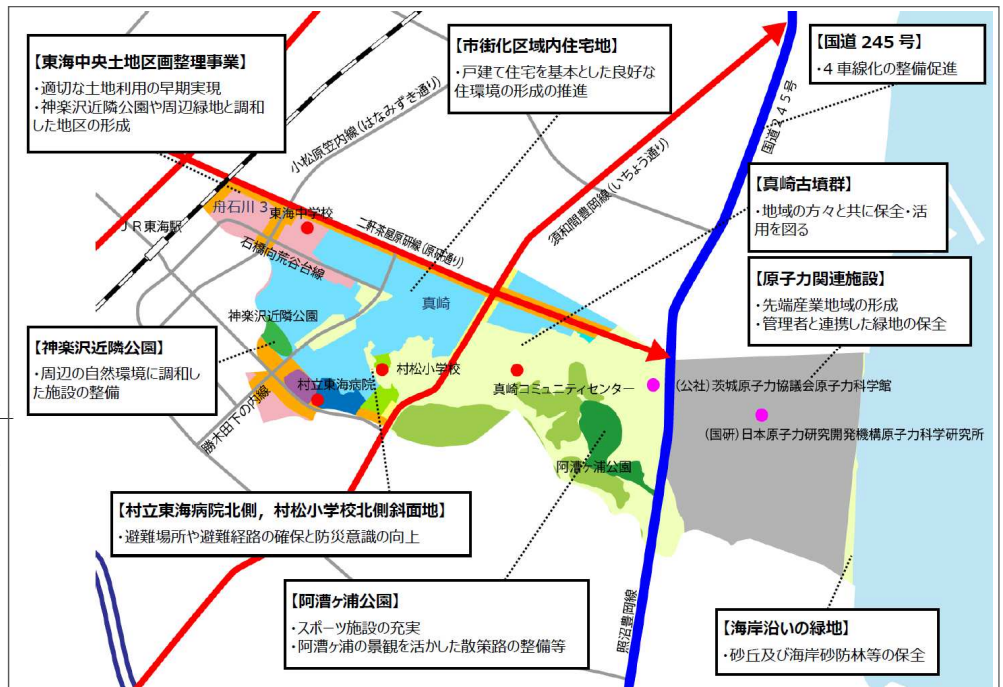
- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・緊急車両の通行困難箇所の解消と生活道路の安全性確保
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全
  - ・地区内の豊かな水環境の保全



### 【真崎地区方針図】



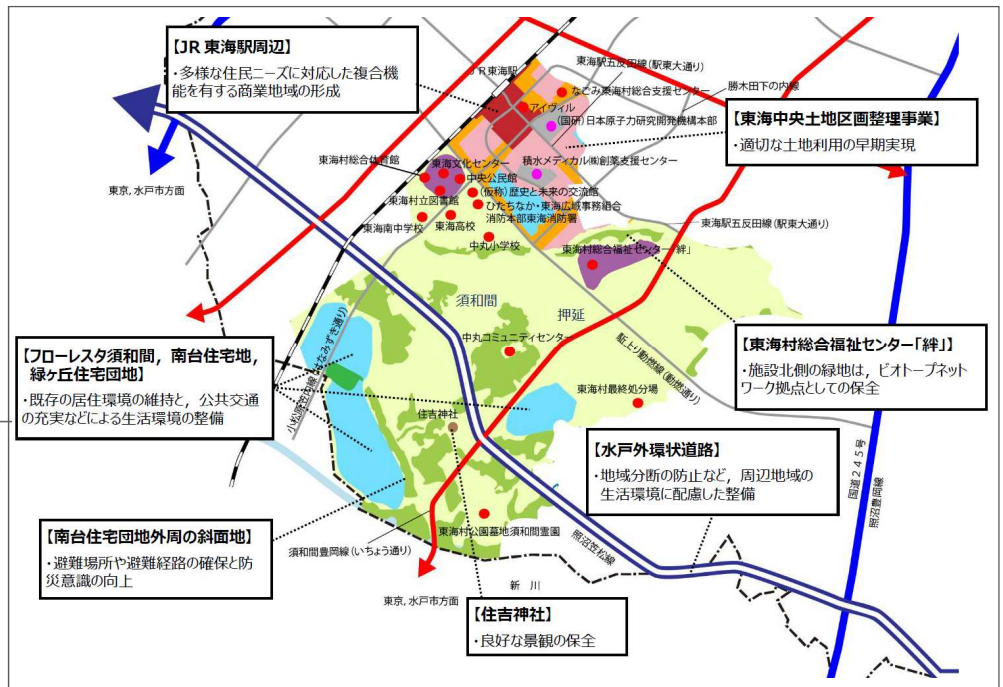
- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・緊急車両の通行困難箇所の解消と生活道路の安全性確保
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全



### 【中丸地区方針図】



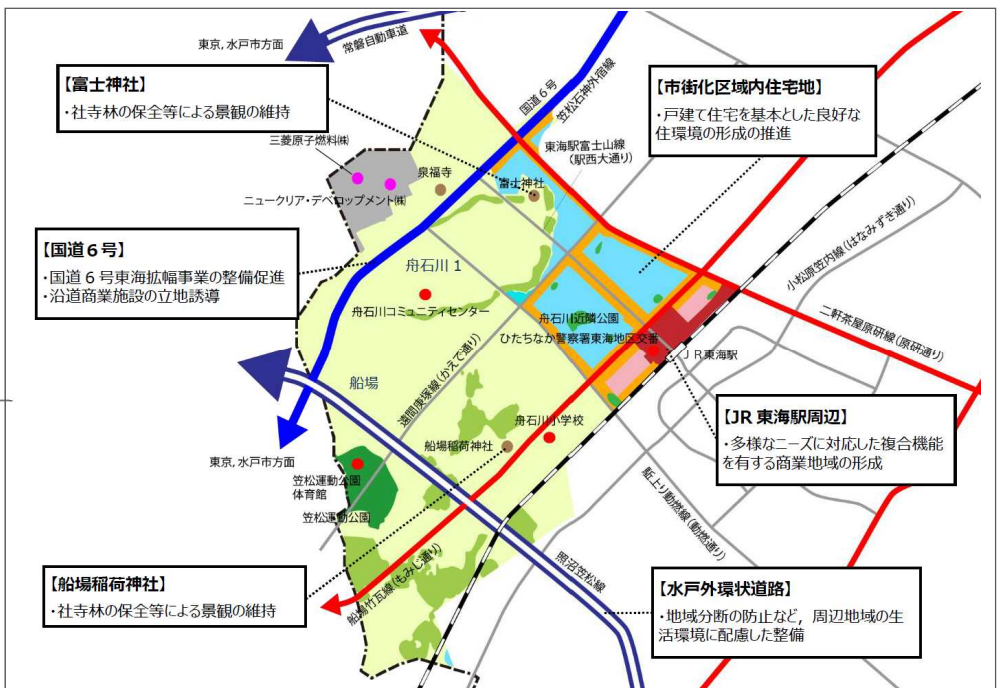
- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・緊急車両の通行困難箇所の解消と生活道路の安全性確保
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全



### 【舟石川・船場地区方針図】



- 【地区全体】**
- ・集落地の居住環境の維持
  - ・既存の地域コミュニティの維持
  - ・幹線道路沿道への商業施設等の立地誘導
  - ・地区の自然環境と歴史資源の保全



## ◇◇計画の実現に向けて◇◇

### ■共創・協創によるまちづくりの推進

- 人口減少・少子高齢化社会においても持続可能なまちとするためには、多様な主体が対等な立場で、共に力を合わせる必要があります。
- 村民やボランティア・市民活動団体、企業・事業者、行政等がつながり、自らの智慧や能力を出し合い、共創・協創することで、しなやかで活力あるまちづくりを推進していきます。
- 推進にあたっては、行政による支援体制の強化・充実のほか、村が実施する施策において、共創・協創の視点による事業展開や、住民主体の活動をサポート・コーディネートできる人づくりにも努めていきます。

### ■効率的な財政運営

- 公共施設の整備や維持管理にあたり、国や茨城県の補助制度の積極的な活用ほか、PFIなどによる民間資金や技術の活用による効率的な都市整備の方法についても検討を進めていきます。

### ■計画の進行管理

- 東海村都市計画マスタープランは、法制度の改正や社会・経済情勢の変化、住民の意向などを踏まえて、おおむね5年を目途に見直しを行う他、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、本計画の進捗状況は定期的な評価・検証や庁内関係課と連携・調整を行い、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。

